

電子入札に関する注意事項

1 入札参加資格要件

令和 8 年 1 0 月 7 日（申込締切日）現在、次の各号の条件をすべて満たしていること。

ただし、入札参加資格を有していると確認された者が、入札までに次の各号の条件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を失うものとします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）経営状態について、次の要件を満たしていること。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。

エ 直近の決算期において、自己資本がマイナスになっていないこと。

（３）発注案件ごとに定める資格要件をすべて満たしていること。

※ア及びイの要件を満たしていない者であっても、当該手続開始の決定後、更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定された場合は除きます。

※渋谷区における契約実績の内容、類似業務実績等に基づき指名業者を選定する場合がありますため、上記資格要件をすべて満たしていても、指名されない場合があります。

※競争入札心得書（電子入札用）を必ずご確認ください。

（渋谷区ホームページ⇒事業者向け情報⇒契約・入札・プロポーザル⇒契約・入札手続き⇒競争入札参加資格⇒入札者心得）

[競争入札参加資格 | 契約・入札手続き | 渋谷区ポータル \(city.shibuya.tokyo.jp\)](https://city.shibuya.tokyo.jp)

2 仕様書等の配付について

仕様書等は指名通知配信後、電子調達システムにて取得してください。業務メニュー「電子入札」＜発注図書等受領＞よりダウンロードできます。

3 入札書の提出について

（１）入札書提出時に、物品内訳詳細を必ず添付してください。物品内訳詳細は、電子入札サービスの＜発注図書等受領＞から、エクセルファイルでダウンロードすることができます。（内訳金額は税抜きで記入すること）

（２）物品内訳詳細の右上欄には、事業者名（入力例：〇〇〇〇（株）渋谷支店）を記入してください。

（３）同等品確認のうえ承認された製品で応札する場合は、物品内訳詳細にメーカー名や型番を記載して下さい。

（４）物品内訳詳細は、電子入札サービスの＜入札書提出＞から、添付書類として提出することができます。

（５）入札書（又は辞退届）を提出する際には、電子入札サービスから受理書が自動発行されます。この受理書が発行されることにより、入札書の提出が有効となります。締

切直前に入札書等を提出すると、入札書が有効にならない（不参扱いになる）場合がありますのでご注意ください。

なお、入札書の提出期間は、指名通知の配信日から入札書締切日時までとなります。

（６）辞退届を提出する際には、辞退する具体的な理由を必ず明記してください。

4 再入札について

入札が不調の場合は、再入札を行う場合があります。開札当日は、担当者または電子調達システムの操作できる方と、連絡が取れるように準備をお願いいたします。

5 仕様に関する質問について

仕様説明は行いません。仕様内容についてご不明な点がある場合は、電子入札サービス＜質問登録・閲覧＞を通して、質問書（エクセル）を提出してください。なお、電子入札サービスの質問登録等に関する操作方法については、「電子入札操作手順書（物品）」を参照してください。

（１）質問書（エクセル）の受領方法

電子入札サービス＜発注図書等受領＞からダウンロードしてください。

（２）＜質問登録＞画面の入力内容

①題名欄：「救助袋7個ほか8点供給」と入力してください。

②質問欄：「別紙のとおり」と入力してください。（具体的な質問内容はこの欄に直接入力しないでください。）

③添付資料欄：＜発注図書等受領＞からダウンロードした質問書（エクセル）に、質問事項を入力の上、当該エクセルファイルを本欄に添付してください。

（３）受付期間

指名通知配信日から令和8年10月16日(金)12時00分まで

受付期限までに質問書が提出されない場合は、質問がないものとみなします。

（４）回答

質問書に対する回答は、電子入札サービス＜質問登録・閲覧＞にてご確認ください。

供覧期間（予定）：令和8年10月21日(水)15時00分以降から入札期限まで

※入札書提出前に、質問書に対する回答を必ず確認してください。

6 その他

（１）渋谷区内業者の定義

次に該当する者は、「渋谷区内事業所調書」及び必要書類の提出により区内業者としての認定を受けた場合に、当区の競争入札において「区内業者」としての資格を有するものとします。

①渋谷区外に本店を置く者で、渋谷区内に代理人を設置し支店又は営業所等で営業する者

②渋谷区内に本店を置き営業する者で、登記簿上の本店所在地が区外にあるもの

※渋谷区内事業所調書については、区ホームページ＞事業者向け情報＞入札・契約・プロポーザル＞契約・入札手続き＞契約手続き書式＞区内事業者認定（区内事業所調書）をご覧ください。

（２）電子入札の参加にあたっては、電子入札案件終了時まで電子証明書が有効であるこ

とが必要です。

(3) 渋谷区ホームページより「物品供給契約書契約条項」をご確認ください。

(渋谷区ホームページ⇒事業者向け情報⇒契約・入札・プロポーザル⇒契約条項・要綱⇒契約条項)

[契約条項](#) | [契約条項・要綱](#) | [渋谷区ポータル \(city.shibuya.tokyo.jp\)](#)

(4) 入札書作成等、契約手続きについて

入札書作成等、契約手続きに関しては契約係担当者までお問い合わせください。

◎契約課 契約係 担当：平賀

TEL 03-3463-1462 (直通) 03-3463-1423 (係代表)

FAX 03-5458-4905

Email hiraga-k@shibuya.tokyo